

大阪市条例第 8 号

大阪市公会堂条例の一部を改正する条例

大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(指定管理予定者の選定手続の特例)</u></p> <p><u>第15条 市長は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間の開始前又は当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第11条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体(以下「変更後の構成員による連合体」という。)を公会堂の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。</u></p> <p><u>2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、その行おうとする公会堂の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者</u></p>	<p>[新設]</p>

指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体に変更前の構成員による連合体と同程度の公会堂の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は公会堂の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

第17条・第18条 [略]

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は公会堂の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

第16条・第17条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。